

あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま



# 広報 あつま



# 令和2年度 執行方針

3月9日に行われた第1回町議会定例会で宮坂町長は令和2年度の施政方針、遠藤教育長は教育行政執行方針を述べました。

北海道胆振東部地震からの復旧・復興についてや町政運営の基本姿勢、まちづくりの取り組み方針など主な内容を紹介します。

## ひとのうごき

令和2年3月31日現在 ( )内は前月比

人口 4,452人 (-29)  
男 2,225人 女 2,227人

世帯数 2,107世帯 (-3)

# 広報あつま

2020年 4月号  
令和2年

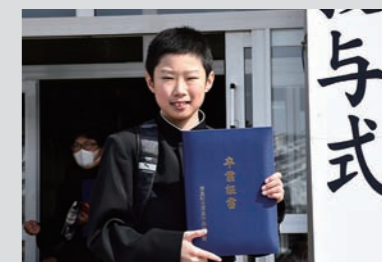
もくじ  
CONTENTS

- 2 ひとのうごき
- 3-7 町長施政方針、教育長教育行政執行方針
- 8-9 令和2年度予算
- 10 令和2年第1回町議会定例会
- 11 町職員の人事異動
- 12-18 お知らせ
- 19 災害復旧工事  
生活支援相談員だより  
災害ボランティアセンターだより
- 20-21 被災者支援情報、法務局メモ
- 22 まちの話題
- 23 厚高インフォメーション/まちのアイドル
- 24 防災のページ
- 25 健康情報
- 26 保健の掲示板
- 27 子育て支援センター
- 28 こぶしの湯あつま  
厚真産ハスカップフェア参加者募集
- 29 情報ひろば

3月1日～3月31日届出分

※窓口などで、広報紙への掲載について確認できた方を掲載しています。

今月の表紙  
COVER



厚真中央小学校第73回卒業証書授与式が3月19日、同校体育館で行われました。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、卒業生と保護者、教員に限定して行われ、23人の児童が学び舎を巣立ちました。

## 施政方針 (要約)

### 新たな時代に活力ある厚真を取り戻す



厚真町長  
宮坂 尚市朗

平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興について

#### ▼公共土木施設等の復旧

町道については、町道桜丘幌里線や幌里沢線などの復旧、また北海道に代行委託する箇所ではオバウス沢線や幌内沢線の復旧を進めてまいります。

町が管理する河川については、チケッペ川の上流部やチカエツ川など、また、北海道に代行委託する箇所では、赤間の沢川やオバ

ウス沢川などの復旧を進めてまいります。  
北海道が管理する道道については、引き続き、上幌内早来停車場線の富里地区等の復旧が進められます。道河川については、厚幌ダムでは法面工や崩土の除去などが実施され、また、厚真川の復旧および日高幌内川上流部での地滑り対策工が引き続き進められ、天然ダム化の懸念が解消されてまいります。

#### ▼砂防・斜面対策事業

日高幌内川やチケッペ川など4溪流の国直轄の緊急砂防事業については、本年度から砂防堰堤の嵩上げなど恒久対策工事が進められます。  
また、北海道が施工するシユルク沢川など10溪流の砂防事業と吉野地区と富里地区の急傾斜地崩落対策事業については、早期の完成をめざしています。

簡易水道施設については、富里、吉野地区で復旧工事を行い、富里浄水場は8月頃に運転を再開する予定です。

宅地耐震化推進事業については、豊沢ルーラルビレッジ地区と新町パークタウン地区において、地すべり対策の工事に着手します。完成予定は、ルーラルビレッジ地区は令和4年度、新町パークタウン地区は令和3年度を目途に、宅地の耐震化を図ってまいります。

#### ▼農林水産業関連施設の復旧

直轄災害復旧事業(勇払東部地区)は、厚真ダムの洪水吐や取水施設、放流施設の復旧作業が本格的に始められる予定となっております。  
また、用水路については、令和3年度以降に、部分的に用水供給が行われる予定となっております。  
国営農業用水再編対策事業は、直轄災害復旧事業の完了後となり、事業完了は令和6年度を予定しておりますが、一日も早く安定的な農業用水が供給されるよう事業の円滑な実施を国に働きかけてまいります。  
土砂の流入などにより被害を受けた農地155・31ヘクタール、農業施設62箇所の復旧については、本年3月までに完了する見込みとなっております。

本年は土砂の仮置き場となっており、本年度は土砂の仮置き場となっている幌内沢を除き、ほとんどはほ場で作付けが可能となります。  
農業者の経営再建に関しても、被災直後から本年3月まで実施している被災農業者向け経営体育成支援事業による農業施設や機材の修繕の再取得が進み、本年の営農再開に向けては順調な復旧状況と見込んでいま

「広報あつま」はホームページでもご覧いただけます

<http://www.town.atsuma.lg.jp/office/>

広報あつまの電子書籍はこちらから。  
[www.hokkaido-books.jp](http://www.hokkaido-books.jp)

北海道内のすべてがそろった電子書籍「ホタルサイト」(ホッカイドウ イーブックス)  
**Hokkaido e-books**

ホッカイドウ イーブックス実行委員会(株式会社 須田製版 内) Tel.011-621-1000(代表)

す。  
J Aとまこまい広域の生産施設や  
共同利用施設については、早期修繕、  
同J Aが計画する上野地区農産物集  
出荷貯蔵施設の建設を支援してまい  
ります。

林道については、3路線23カ所の  
災害復旧工事のうち、本年3月まで  
に14カ所が完了する予定となってお  
り、本年度は2路線5カ所の復旧工  
事を予定しています。

治山事業については、北海道が実  
施主体となりますが、災害復旧事業  
等で計画している135カ所のうち、  
着手済みは54カ所、令和5年度の  
事業完了の見込みです。

▼住まいの再建

被害を受けた住宅については、住  
宅の改修・再建のための住民相談や  
各種支援制度を引き続き実施すると  
ともに、災害公営住宅など公的住宅  
の建設を推進し、本年中に迎える応  
急仮設住宅の入居期限までには、す  
べての避難者の住宅再建や恒久的住  
宅への住替えが可能となるよう取り  
組んでまいります。

また、本格的修繕や再建が未定な  
方々に対してのケースマネジメント  
や宅地耐震化などの環境改善によ  
り、個別の計画を明確にできるよう  
支援を強化してまいります。

▼厚真町復旧・復興計画の策定

北部山間地以外の幌里地区および  
ルーラルビレッジ地区の地域再生計  
画の策定について引き続き検討して

▼農業農村整備事業

道営ほ場整備事業については、豊  
共第2、幌内富里、1区下流、1区  
上流地区の4地区で整備工事、新た  
に幌内沢地区では基本設計に着手  
し、計5地区での事業実施を予定し  
ております。また、次期採択をめぐ  
りす上鹿沼第1地区は、本年度、計画  
樹立の手続きを開始するとともに、  
早期の採択に向けて調整を図ってま  
いります。

▼森林の再生と林業の振興

森林の再生と林業復興について  
は、地震によって被害を受けた山林  
への治山工事、路網の復旧・新設工  
事を推進してまいります。特に林業  
インフラの再整備を加速してまいり  
ます。

快適に暮らせる  
あつまをめざして

▼都市計画の推進

復旧・復興計画に即した土地利用  
を図るため、厚真町都市計画マス  
タープランの改訂を行います。併せ  
て、拠点となる市街地に居住地や公  
共施設、集客施設等の都市機能を集  
約したコンパクトなまちづくりを推  
進するため、本年度から2カ年で立  
地適正化計画を策定してまいりま  
す。

▼道路・河川の整備

本年度は、新町フォールム線の完  
成をめざすほか、幌内左岸線や上厚

まいります。

今年度策定する第3期の計画で  
は、震災遺構の検討や防災拠点整  
備、公共施設再編整備の検討など、  
本年度に改定する第4次厚真町総合  
計画と連動した、しなやかで災害に  
強いまちづくりに資する復興施策を  
示してまいります。

▼北部地域の再生について

北部山間地の幌内、高丘、富里及  
び吉野地区の4地区については、一  
時避難機能を有する集会施設の設計  
と、災害時の避難迂回路となる道路  
の改良に向け調査・設計を実施して  
まいります。併せて、住宅の自力再  
建は困難ですが、引き続き同  
地区での生活再建を希望する方を対  
象とする小規模宅地改良住宅の早期  
建設に向け準備を進めてまいります。

また、町と連携し、北部地域の見  
守りや地域支援を主な任務とする駐  
在員として集落支援員を配置してま  
いります。

▼北海道胆振東部地震の教訓

災害対応の検証をしっかりと行い、  
今後の大規模自然災害への教訓とす  
るとともに、「災害に強いまちづくり」  
を構築するため、災害対策本部組織  
のあり方などを含め本町の地域防災  
計画、業務継続計画などの見直しを  
進めてまいります。

人が輝く  
あつまをめざして

▼生涯学習の充実

学校教育では、令和3年度に予定  
されている上厚真小学校の登校に必  
要な町道拡幅改良工事に向けた実施  
設計を行うほか、厚南中学校駐輪場  
の拡張工事を行います。また、ICT  
教育の推進充実に向け、全学校で  
校内無線LAN環境等の充実を図り  
ます。

子どもたちの心のケアについては、  
昨年11月に設置した「厚真町のサ  
ポート・防災学習推進協議会」を中  
心に、子どもたちの心の状況や変化  
をきめ細かく把握するよう努めてま  
いります。

また、大規模災害の経験や知見を  
踏まえた防災学習についても順次実  
施してまいります。

社会教育では、昨年供用を開始し  
た「冒険の杜」の整備を、引き続き  
地域住民の参画のもと進め、上厚真  
放課後児童クラブや各ごども園にも  
取組の輪を広げてまいります。

健やかで安心な  
あつまをめざして

▼高齢者福祉・介護、障がい者福祉  
の充実

社会福祉法人北海道厚真福祉会が  
運営する特別養護老人ホーム「豊厚  
園」と障害者支援施設「厚真リハビ

建設の手続きを開始し、本年度内の  
系統連系をめぐしてまいります。

▼建築・住宅

公営住宅については、新町地区30  
戸、上厚真地区16戸の建設を実施し  
てまいります。

子育て支援住宅は、令和3年度に  
上厚真地区で建設を予定しており、  
本年度は設計を行ってまいります。

▼簡易水道・公共下水道

簡易水道については、上厚真地区  
では道道改良工事に併せて老朽管対  
策のため布設替え工事を実施いたし  
ます。

また、安全で安心な水の安定供給  
のため計画的に実施する配水管の耐  
震化、複線化については、本年度は  
新町および豊沢地区で工事を実施し  
てまいります。

統合簡易水道事業は、既設浄水場  
の切替工事と幌内地区で配水管の布  
設工事を実施し、本年度で完了する  
見込みであります。

水道未普及解消事業は、高丘地区  
および軽舞地区で工事を実施してま  
いります。

▼交通安全・防災対策

防災対策については、災害検証結  
果をもとに厚真町地域防災計画の見  
直し、各種対応・運営等マニュアル  
の改訂を行ってまいります。  
併せて、全自治会における自主防  
災組織の設立と各地域の避難計画の  
策定を進め、共助、公助による防災  
体制を確立するとともに、一昨年度

リセンター」については、新町地区  
において、できるだけ早期の開設を  
めざして引き続き支援してまいりま  
す。

今年度は、厚真町高齢者保健福祉  
計画・厚真町介護保険事業計画A・  
8プランおよび第6期厚真町障がい  
福祉計画・第2期厚真町障がい児福  
祉計画の策定年となります。

▼保健・医療の充実

災害発生後、応急仮設住宅等、避  
難生活を余儀なくされた町民はもと  
より、すべての町民の方の健康状態  
の把握、健康管理のあり方、特に心  
のケアが重要な課題となっております。  
各関係機関と連携し、心の相談の  
強化と地域での見守り、支えあいが  
できる体制をつくることを目的に、  
新たにゲートキーパー養成講座を開  
催し、心のケアを最優先に進めてま  
いります。

みのり豊かな  
あつまをめざして

▼農業農村の振興

本町農業の持続的発展を図るた  
め、国が策定を進めている新たな「食  
料・農業・農村基本計画」を見据え  
ながら、本町においても高度化する  
農業・農村づくりをめざし、本年度  
をもって終了する第7次厚真町農業  
振興計画の次期計画の策定に取り組  
んでまいります。

に策定した町の緊急対応タイムライ  
ンの適正運用を図り、災害に強いま  
ちづくりを引き続き進めてまいりま  
す。さらに、厚南地区における防災  
行政無線のデジタル化を図り、災害  
時における情報伝達の確立を進め、  
減災の取組を進めてまいります。  
また、災害対策本部の効果的な構  
成・配置を行うとともに、各種防災  
訓練の実施、防災研修の開催を通じ  
て職員の防災知識と対応能力の向上  
を図り、防災・減災対策に万全を期  
してまいります。

みんなで支える  
あつまをめざして

▼第4次厚真町総合計画の改定

平成28年度にスタートした第4次  
厚真町総合計画は、本年度で計画期  
間の折り返しとなる前期5年間の経  
過することから、これまでの取組の  
成果や震災の影響を検証し、令和3  
年度からの重点施策の展開に必要な  
後期基本計画の再編成に着手しま  
す。

# 教育行政執行方針（要約）

## たくましく生き抜く子どもと地域人材の育成をめざして



厚真町教育委員会教育長  
厚真 秀明

### 学校教育

#### ▼子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進

本年度も、各学校における学校教育改善プランの実践と検証や小中一貫教育の取組を通して、児童生徒の可能性を伸ばす学習指導の改善や学習意欲の向上に努めてまいります。

教育におけるICT（情報通信技術）の活用については、新学習指導要領でも求められている論理的思考を育む「プログラミング教育」が小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から導入されることからの、教員を対象にした指導に関する研修の充実にも努めてまいります。

また、特別支援教育では、本年度から、通常学級で困り感を抱いている児童たちへの効果的な指導、支援のために、「通級指導教室」を開設するほか、小学校において特別支援教育支援員を6人体制、中学校においては3人体制とし、個に応じた適切な教育環境の提供に努めてまいります。

#### ▼英語を活用しグローバル社会に生きる子どもの育成

本町の特色ある教育活動の一つに位置付け、平成24年度からは文部科学省の教育課程特別校の指定を受け、昨年度からは小中一貫教育制度を活用するなど、これまで本格的な英語教育を展開してきました。

教育委員会では、本年度、グローバル社会に生きる子どもたちの育成をさらに進めるため、小学校1年生からの外国語活動や小学校3年生からのコミュニケーション科の活動の充実に取り組んでまいります。さらに、イングリッシュ・デイキャンプやイングリッシュ・トライアル、

厚真プロジェクト学習など、多様なコミュニケーション機会の確保と新学習指導要領を見据えたカリキュラムづくりや指導の改善に努めてまいります。

#### ▼豊かな心と健やかな体を育む子どもの育成

教育委員会では一昨年の震災以降、学校における教職員による子どもたちへの寄り添いはもちろんのこと、各関係機関と連携したスクールカウンセラーによる巡回相談や専門家による心のサポート授業などを継続的に実施するなど、保護者を含め、子どもたちの心のケアを最優先してまいります。

昨年11月には、児童生徒の継続的な心のケアと防災学習を推進することを目的に、町内の学校および関係機関が連携した「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」が設置されましたので、関連する情報の蓄積と共有、引継ぎをしっかりと行い、また、町長部局と連携しながら子どもたちの健やかな心の成長を支えてまいります。いじめの防止については、子どもたちの尊厳を保持し、子どもたちがお互いの違いを認め合い、支え合

いながら、安心して生活し、健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処などの対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。そのため、本年度も学校の重点課題として位置づけ、アンケート調査や子ども理解支援ツール「ほっと」などを活用し、教職員間の情報共有を徹底するとともに、厚真町いじめ問題対策連絡協議会と連携を図りながら、いじめ防止の施策の充実に取り組んでまいります。

体力は健康的な生活を送る基盤となるもので、意欲や気力につながる重要な要素です。近年、子どもたちが体を動かす機会が減少傾向にあることが危惧されており、本年度も体育授業、休み時間の工夫や部活動、放課後の活動など、子どもたちの健康な体づくりと体力向上に向けて、学校、家庭、地域と連携した取組を進めてまいります。

#### ▼質の高い教育を支える教育環境の確保

小・中学校間の連携の推進と円滑な接続については、これまでの特色ある教育課程を生かし、本町の子どもたちの知・徳・体のバランスの取れた成長をさらに推進していくための手段として、昨年度、英語教育、コミュニケーション力の育成を軸に小中一貫教育を導入いたしました。本年度は英語教育に加え、「ふるさ

と教育」、「授業づくり」、「特別支援教育」を柱とする小中一貫教育の充実と更なる推進のため、情報の共有や組織の強化、推進に向けた取組などを確立してまいります。

また、学校の応援団ともいえる中央地区学校運営協議会と厚真地区学校運営協議会の機能を生かし、地域学校協働活動をはじめ、地域の企業や団体などの参画による「あつまるねっと」の活用を図りながら、小中一貫教育と連動した「地域とともにある学校づくり」の実践に努めてまいります。

子どもたちの安全・安心の確保については、新たに各中学校に防犯カメラを設置するほか、通学路安全プログラムによる定期的な通学路の点検、対策等、安全確保のための検証サイクルの推進に加え、ふるさと教育と連動した防災教育や交通安全教育、防犯教育など、学校と地域が連携し、地域全体で子どもたちを見守る体制づくりを進めてまいります。

教育環境の整備では、震災により被害のあった厚真中央小学校の水泳プールや厚真中学校グラウンド等の災害復旧工事が令和元年度に終了しましたので、本年度は、令和3年度に予定している道道と上厚真小学校を結ぶ取付道路の拡幅改良工事のための実施設計を行うほか、厚真中学校の自転車置き場を整備いたします。

北海道厚真高等学校の教育支援については、昨年度2学期から厚真高等学校への学校給食の提供が始まり、生徒、保護者等からも好評を得ています。

本年度は、地域との連携、地域の特色を生かした教育活動が展開できるように、本町の教育的観点からの支援内容の検討を進めるほか、厚真高等学校や厚真高等学校教育振興会と連携して、生徒の確保につながる魅力と特色ある高校づくりを支援してまいります。

### 社会教育

#### ▼社会全体の教育力の向上

教育の出発点でもある家庭の教育力の向上については、電子メディアとのかわりに焦点化し、子どもたちが発達段階に応じた自己コントロール力を身に付けられるよう3年間を計画期間に取り組んできた「厚真町アウトメディア運動」が最終年度となりました。本年度は新たに、子どもたちが自らメディアの利用時間等を記録し、振り返り、利用時間の見直しに役立てられるよう「メディアセルフチェック」を行うなど、望ましい生活習慣の定着を図ってまいります。

また、子どもたちのふるさと教育と連動し、地域における体験活動や

地域の人材を活用した学習機会を通じて、子どもたちの豊かな人間性やコミュニケーション能力の向上に努めるとともに、これにかかわる団体や地域住民の活動を支援してまいります。

子どもたちの居場所の充実では、放課後子ども教室との連携を深めて、子どもたちの安全・安心な居場所づくりと多様な体験活動や異学年交流などの機会に努めてまいります。

さらに、放課後子どもセンター周辺の自然環境の下で五感をフルに活用し、豊かな体験を積み重ね、子どもたちも大人も共に成長する場のひとつとなる「冒険の杜」づくりが昨年度から本格的に始まりました。ワークシヨップや共同作業を重ねるたびに「冒険の杜」が進化を続けております。本年度も地域住民が参画しやすい仕組みを整えながら、共につくる「プロセス」を大切にしながら事業を展開してまいります。

#### ▼郷土の歴史と文化財の保護・活用の推進

文化財の活用については、軽舞遺跡調査整理事務所を拠点に、郷土資料や埋蔵文化財の公開展示を行っており、最近では北海道胆振東部地震など地殻変動との関連性を示す町内の地層状況やアイヌ文化期の出土資料にも注目が集まる中、遺跡調査整理事務所を訪れる見学者が増え

てきており、今後も展示方法などに工夫を加えながら、歴史や文化の継承に努めてまいります。

#### ▼生涯スポーツの推進

例年開催しております集まりンピックは、今年で20回目（町民体育祭としては55回）の節目を迎え、昨年は15自治会、一般参加を含め、約600人の参加者が体力づくりと交流を深めました。半世紀以上も続く厚真町の代表的な行事の一つとして、多くの町民が集い、多様な世代間交流ができる貴重な機会ともなっており、本年度も子どもから高齢者まで多くの皆さんが参加し、楽しめるよう競技の工夫に努めてまいります。

# 令和2年度 予 算 142億1,680万円

会計名	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	増減額	増減率
一般会計	118億4,800万円	125億8,500万円	-7億3,700万円	-5.9%
特別会計	23億6,880万円	32億9,930万円	-9億3,050万円	-28.2%
内訳				
国民健康保険事業	5億7,840万円	5億7,300万円	540万円	0.9%
後期高齢者医療	8,300万円	8,610万円	-310万円	-3.6%
介護保険事業	5億9,840万円	5億6,620万円	3,220万円	5.4%
簡易水道事業	8億6,900万円	18億6,800万円	-9億9,900万円	-53.5%
公共下水道事業	2億4,000万円	2億600万円	3,400万円	16.5%
合計	142億1,680万円	158億8,430万円	-16億6,750万円	-10.5%



## 予 算

### 前年度当初予算の10・5%減

令和2年度の一般会計、特別会計の予算が3月の第1回町議会定例会で可決されました。予算は、総額142億1,680万円になりました。これは、前年度当初予算に比べ10・5%減となっています。

※端数処理のため、各項目と合計が一致しない場合があります。

問い合わせ 総務課財政グループ  
☎ 27-2481

## 歳 入

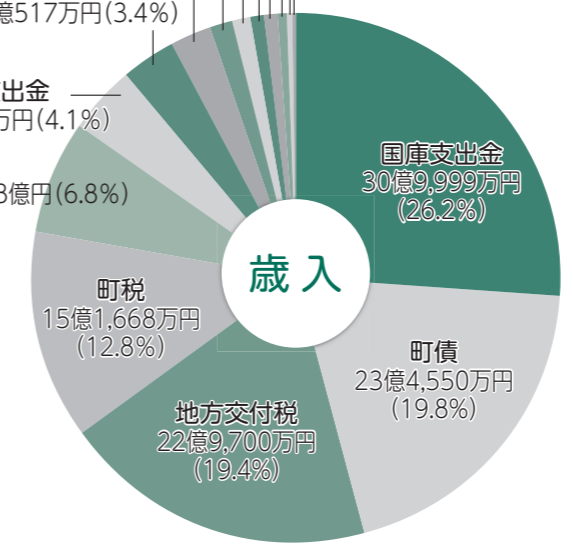
災害関連事業の縮減のため、前年度当初予算より国庫支出金、道支出金などの減額が見込まれています。

国庫支出金は、災害復旧費負担金および補助金が27億3,133万円減額し、前年度比46・8%減となりました。道支出金は、災害復旧費補助金が1億66万円の減額により、前年度比17・2%減となりました。

町債は、公営住宅建設事業、宅地耐震化事業の計上などで土木債が16億2,910万円、消防債が3億2,000万円増額し、前年度比87・9%増となりました。町税は、固定資産税の償却資産など1

### 一般会計の内訳

- 地方譲与税 9,568万円(0.8%)
- 使用料・手数料 1億2,118万円(1.0%)
- 諸収入 1億6,457万円(1.4%)
- 繰入金 3億883万円(2.6%)
- 寄附金 4億517万円(3.4%)
- 道支出金 4億8,458万円(4.1%)
- 繰越金 8億円(6.8%)
- 町税 15億1,668万円(12.8%)
- 町債 23億4,550万円(19.8%)
- 地方交付税 22億9,700万円(19.4%)
- 国庫支出金 30億9,999万円(26.2%)
- 地方消費税交付金 9,000万円(0.8%)
- 財産収入 6,616万円(0.6%)
- 分担金・負担金 4,593万円(0.4%)
- その他 670万円(0.1%)  
(利子割交付金、配当割交付金、地方特例交付金など)



059万円を減額し、前年度比0・7%減となりました。地方交付税は、2億6,300万円の増額し、前年度比12・9%増と試算しています。

繰入金は、地域振興基金、ふるさと応援基金などで64,500万円減額し、前年度比17・3%減となりました。繰越金は、令和元年度決算見込みより7億9,500万円の増額を見込み8億円を計上しています。

総務費は、定住化促進対策費、情報管理費、地域情報費などで1億1,16万円の増額し、前年度比14・4%増となりました。

民生費は、社会福祉総務費の福祉施設災害復旧建設支援事業などで2億4,863万円増額し、前年度比27・3%増となりました。

衛生費は、簡易水道事業特別会計繰出金、家屋等解体費補助事業などで1億1,511万円増額し、前年度比34・9%の増となりました。農林水産業費は、林業振興費、町有林費などで1億8,033万円増額し、前年度比18・6%増となりました。

土木費は、道路新設改良費、住宅建設費の公営住宅建設事業、宅地整備費の宅地耐震化推進事業などで32億7,15万円の増額し、前年度比423・8%増となりました。

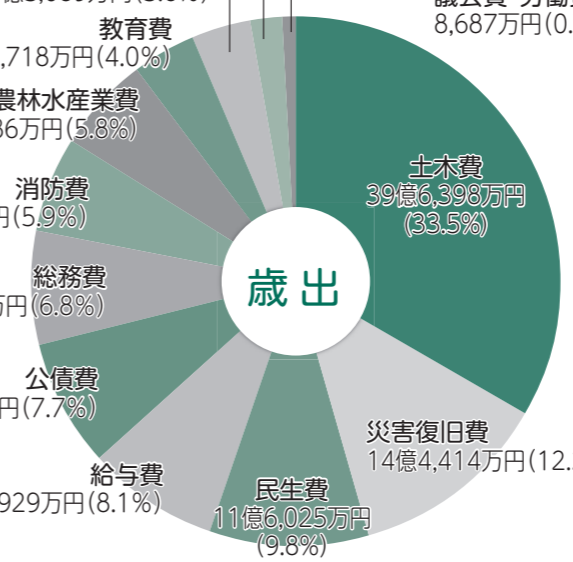
消防費は、防災無線整備事業などで3億5,473万円増額し、前年度比104・2%増となりました。教育費は、上厚真小学校プール整備事業の完了などにより1億2,792万円減額し、前年度比21・1%減となりました。

公債費は、過疎対策債の償還の開始などにより1億9,888万円増額し、前年度比27・9%増となりました。給与費は、職員の増員により7,874万円増額し、前年度比8・9%増となりました。

災害復旧費は、各災害復旧事業が順調に進み50億3,84万円減額し、前年度比77・6%減となりました。

### 歳 出

- 土木費 39億6,398万円(33.5%)
- 災害復旧費 14億4,414万円(12.2%)
- 民生費 11億6,025万円(9.8%)
- 給与費 9億5,929万円(8.1%)
- 公債費 9億1,096万円(7.7%)
- 総務費 8億435万円(6.8%)
- 消費費 6億9,521万円(5.9%)
- 農林水産業費 6億8,886万円(5.8%)
- 教育費 4億7,718万円(4.0%)
- 衛生費 4億3,089万円(3.6%)
- 商工費 2億2,600万円(1.9%)
- 議会費・労働費・予備費 8,687万円(0.7%)



認定こども園整備事業	314万円
職員や保護者、地域住民と協同し、3年計画で認定こども園つみきの園庭を整備	
被災地教育推進事業	164万円
町内小・中学校、高校に在籍する児童生徒に対して、地震による心理的ストレス等のケアと防災学習を推進	
幌内沢地区道宮ほ場整備事業	538万円
令和7年度までに幌内沢地区39.1haのほ場を整備	
林業専用道・森林作業道整備事業	5,716万円
森林整備に必要な路網の整備	
森林再生・林業復興推進事業	2,158万円
専門家から助言・支援を受けながら、被害を受けた森林や林業に関する取り組みを推進	
起業家人材育成事業	9,504万円
ローカルベンチャースクールなどによる起業家人材育成、地域おこし協力隊委嘱、新規事業開発支援補助など	
町道舗装整備事業	9,550万円
富野浜厚真線、豊川共和線、美里川手支線、上厚真市街7号線、上厚真南支線の舗装工事	
町道改良舗装整備事業	1億7,960万円
新町フォーラム線、豊沢山岸線、幌内左岸線、上厚真小学校通り線の舗装工事	
公営住宅建設事業	16億4,440万円
災害公営住宅入居対象者以外の被災者のための公営住宅46戸(厚真地区30戸、上厚真地区16戸)を建設	
宅地耐震化推進事業(豊沢地区、新町地区)	13億9,000万円
被害のあった造成宅地(豊沢地区、新町地区)の滑動崩落防止対策工を実施	
防災無線整備事業	3億593万円
10地区の防災行政無線をデジタル化へ更新	
地域防災計画等作成委託	400万円
地域防災計画などの修正	
防災施設整備事業	1,133万円
北部地区全体の防災拠点および集会所として新たに建設する北部地区集会所の調査設計	
公共施設等総合管理計画策定事業	1,140万円
庁舎など全公共施設について個別の施設計画を策定	
道路橋梁災害復旧事業(公共災)	2億4,747万円
被災した道路の復旧(国庫負担)	
道路橋梁災害復旧事業(単独災)	1億1,500万円
被災した道路の復旧(町単独費)	
河川災害復旧事業(公共災)	10億4,257万円
被災した河川の復旧(国庫負担)	
河川災害復旧事業(単独災)	3,700万円
被災した河川の復旧(町単独費)	
住宅再建融資利子助成事業	2,000万円
被災者が町内で居住する住宅を新築または購入するための借入金に係る利子の一部を助成	
住宅復旧支援事業	1億5,000万円
被災住宅の傾斜復旧工事と、併せて実施する建屋下の地盤改良工事に要する費用の一部を助成	
小規模住宅地区改良事業	2,600万円
北部地区の住宅を除却し従前居住者向けの住宅を整備	

### 重要施策の予算

### 今年度の主な事業

### 災害復旧・復興の予算

# 議会

## 令和2年第1回定例会

令和2年第1回定例会が3月9日から17日まで、7日間の会期で開催されました。審議されたのは、令和2年度各会計予算など議案30件、報告6件、同意2件で、いずれも原案どおり可決されました。

## 同意

◆厚真町固定資産評価審査委員会委員の選任  
厚真町固定資産評価審査委員会委員に山本隆司さん(表町・55歳)が選任されました。

◆令和2年度厚真町各会計予算  
令和2年度厚真町各会計予算の総額は、142億1680万円となりました。詳細は、8ページをご覧ください。

## 議案

◆令和元年度厚真町一般会計補正予算  
令和元年度厚真町一般会計予算は歳入、歳出それぞれ10億4654万77千円が追加され、総額で175億3502万9千円になりました。補正された主なものは、次のとおりです。  
【追加】  
・簡易水道事業特別会計繰出金 ……2億円  
・農産物集出荷貯蔵施設整備事業 ……2億円

- ・宅地整備事業 ……5億6000万円
- ・文化財保護事業 ……2401万9千円
- ・農地耕作条件改善事業 ……1500万円
- 【減額】
- ・豊川共和線道路整備事業 ……△2798万1千円
- ・富野浜厚真線道路整備事業 ……△4690万円
- ……△2450万円

◆厚真町スポーツ施設設置条例の一部改正  
上厚真運動広場に属していた少年野球場が、上厚真中央公園運動広場(字上厚真252番地28)に移転しました。

◆町道の認定  
次の2路線が町道に認定されました。  
・上厚真小学校通り線(起点…字厚和68番地1、終点…字厚和66番地1)  
・共栄東西線(起点…字共栄158番地9、終点…字共栄96番地1)

## 行政報告

令和2年第1回定例会にあたり、3月10日から3月11日にかけての低気圧による降雨と融雪に関する対応状況と被害状況についてご報告申し上げます。

3月6日、気象庁から3月10日から11日にかけて北海道を通過する低気圧に関する情報の提供があり、降雨量と融雪量の状況から、平成30年北海道胆振東部地震後に策定した厚真地区緊急対応タイムラインで取り決めた厚真町

の積雪期における土砂災害避難判断基準に基づき、3月8日16時に厚真地区緊急対応タイムラインを立ち上げ、平成12年における融雪期の洪水の発生も踏まえ、警戒態勢をとったところでございます。

その後、関係機関によるタイムラインTV会議を5回開催し、関係機関の情報提供、助言を基に検討した結果、10日13時に災害対策本部を立ち上げ、同日14時に町内の土砂災害危険区域にお住まいの16地域、70世帯、151人を対象に「避難準備・高齢者等避難開始情報」を発令したところとございます。

避難所の開設につきましては、「避難準備・高齢者等避難開始情報」の発令と同時に総合福祉センターと厚南会館の2カ所を開設し、避難者数は福祉センターが4世帯8人、厚南会館が2世帯3人、合計6世帯11人となりました。

11日、6時から地区巡回を実施し、地域の安全確認を行ったところでございます。

その結果、対象としていた土砂災害危険区域においては、日常生活に危険を及ぼす様な異常がなかったことから8時15分に「避難準備・高齢者等避難開始情報」を解除し、避難所から避難された方が帰宅されたことを確認のうえ、両避難所を閉鎖したところでございます。

今回の降雨と気温の上昇による融雪とが重なり、町内において道路・河川を中心に被害が発生しているところでございます。

町道では新町美里線など11路線で土



▶土砂が流入した新町美里線(上)と路盤が掘削した幌内宇降線(下)

## 町職員の人事異動

4月1日付けで町部局等の人事異動が発令されました。  
※( )内は前職

### 厚真町人事

#### 異動

- ・復旧・復興担当理事(兼)まちづくり推進課地方創生・復旧復興計画策定室長(任期付)▼大坪秀幸(地方創生・復興担当理事)
- ・総務課参事(兼)まちづくり推進課町史・災害史編さん室長▼木戸知二(町民福祉課参事)
- ・住民課参事▼宮本 幸世(町民福祉課健康推進グループ主幹)
- ・産業経済課参事▼中井 徹(建設課土木グループ主幹)
- ・産業経済課参事(任期付)▼斎藤雪美(同課長)
- ・産業経済課長▼加藤 克彦(同課参事)
- ・建設課参事(任期付)▼森本 雅彦(同課長)
- ・建設課長▼伊藤 文彦(同課災害担当課長)
- ・総務課財政グループ主幹▼阿部雄史(同課総務人事グループ主幹)
- ・住民課子育て支援グループ主幹(宮の森こども園長)▼青木 久

- 美子(町民福祉課子育て支援グループ主査(宮の森こども園副園長)
- ・住民課町民生活グループ主幹▼篠原 拓也(町民福祉課災害廃棄物グループ主幹)
- ・建設課土木グループ主幹▼中島 壮一(学校給食センター主幹)
- ・総務課情報防災グループ主査▼北川 桂(同グループ主任)
- ・まちづくり推進課企画調整グループ主査▼山口 憲一(同課総合戦略・復興計画策定室主査)
- ・まちづくり推進課地方創生・復旧復興計画策定室主査▼森本 雄介(北海道から派遣)
- ・住民課子育て支援グループ主査(こども園つみき副園長)▼井島 香織(町民福祉課子育て支援グループ主任(同園))
- ・住民課子育て支援グループ主査(宮の森こども園副園長)▼秋田 理恵(町民福祉課子育て支援グループ主査(こども園つみき副園長))
- ・住民課健康推進グループ主査▼藤村 直美(町民福祉課健康推進グループ主任)
- ・住民課税務グループ主査▼成田 智人(総務課税務グループ主任)
- ・産業経済課林業水産グループ主査▼松田 修武(林野庁から派遣)
- ・産業経済課林業水産グループ主査▼陶山和範(北海道から派遣)
- ・建設課土木グループ主査▼南澤 明文(北海道建設技術センターから派遣)

- ・まちづくり推進課地方創生・復旧復興計画策定室主任▼池川 勲(総務課財政グループ主任)
- ・住民課子育て支援グループ主任(こども園つみき)▼大浦 久子(町民福祉課子育て支援グループ主任(こども園つみき))
- ・産業経済課経済グループ主任▼永澤 宏基(町民福祉課町民生活グループ主任)
- ・総務課主事▼宮野 聖重(建設課土木グループ主事)
- ・住民課子育て支援グループ主事(宮の森こども園)▼森田 崇公(町民福祉課子育て支援グループ主事(こども園つみき))
- ・住民課健康推進グループ主事▼太田 幸平(産業経済課農業グループ主事)
- ・産業経済課農業グループ主事▼斎藤 陸(同課経済グループ主事)
- ・建設課土木グループ主事▼中田 恭平(町民福祉課福祉グループ主事)

#### 新規採用

- ・住民課福祉グループ主事▼上田 直輝
- ・住民課子育て支援グループ主事(こども園つみき)▼斎藤 佑圭
- ・住民課健康推進グループ主事▼杉山 効平
- ・住民課町民生活グループ主事▼森山 明日香
- ◆任期付職員  
・総務課情報防災グループ主幹▼起

## 教育委員会人事

#### 異動

- ・生涯学習課参事▼甫 一樹(総務課財政グループ主幹)
- ・学校給食センター主幹▼宮本 慎也(生涯学習課社会教育グループ主査)
- ・生涯学習課社会教育グループ主査▼今多 智子(同グループ主任)
- ・生涯学習課社会教育グループ主査▼大垣 崇(同グループ主任)
- ・生涯学習課社会教育グループ主査▼山下 直樹(町社会福祉協議会から派遣)

#### 退職(3月31日付)

- ・土居 典秋(町民福祉課町民生活グループ主査)
- ・高橋 彩華(町民福祉課子育て世代包括支援センター主任)
- ・川村 菜摘(町民福祉課町民生活グループ主事)
- ・五十嵐 夢世(町民福祉課健康推進グループ主事)
- ・小久保 聡(建設課土木グループ主事)

## 子育て世帯の民間賃貸住宅家賃一部助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

民間賃貸住宅に入居している子育て世帯に、家賃の一部を助成します。

- 対象  
次のすべてに該当する世帯  
①18歳までの子どもがいる世帯  
②町内にある月額家賃が56,000円以上の民間賃貸住宅に入居している世帯  
③世帯の合算所得が5,844,000円以下の世帯  
④町税等に滞納がない世帯
- 必要書類  
・賃貸借契約書等の家賃の金額を確認できる書類  
・家賃の支払領収書や引落口座通帳等その納付を確認できる書類  
・あつまるカード  
・印鑑  
※平成31年1月1日に町外に在住していた方は、1月1日に住所のあった自治体が発行する所得証明書および町税等の滞納がない証明書が必要です。
- 助成内容  
月額2,500円分/子ども1人(上限:月額5,000円分)を町内加盟店で買い物などに使用できるあつまるポイントとして還元します。
- 対象期間  
令和元年10月～令和2年3月の6カ月分
- 受付期間  
4月30日(木)まで
- 受付窓口  
住民課子育て支援グループ、上厚真支所

## 住宅関係の補助制度

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

地震対策と地球温暖化防止のため住まいの整備にかかる費用の一部を補助します。

### ①既存住宅耐震改修費補助

補助金額	上限30万円
補助対象	昭和56年5月31日以前に着工した耐震性能評点1.0未満の住宅の耐震改修工事

### ②住宅太陽光発電システム設置補助

補助金額	【町内業者施工の場合】1Kw当たり10万円(限度額30万円) 【町外業者施工の場合】1Kw当たり7万円(限度額20万円)
補助対象	発電余剰電力の売買契約ができる、または発電電力をすべて自家使用とする10Kw未満の発電太陽光発電システムの設置(未使用品に限る) ※令和2年4月1日以降の設置かつ年度内に工事が完了し電力会社との電力受給が開始できるシステムであること

### ③ペレットストーブ等購入費補助

補助金額	【町内の商店から購入の場合】本体購入価格の2分の1(限度額15万) 【町外の商店から購入の場合】本体購入価格の2分の1(限度額10万)
補助対象	住宅に設置する木質ペレットやまき等を燃料として、本体材質が鋳鉄や中鋼板と同等かそれ以上の耐久性を有する暖房器具の購入

### ④住宅リフォーム推進補助

補助金額	リフォーム費用の5分の1 (①の工事と併用 限度額45万円)(②③の工事と併用 限度額30万円)
補助対象	上記①～③までの工事等と併せて実施する住宅の改修または模様替えの工事 ※住宅リフォームだけでは該当になりません ※併用する工事によって限度額が変わります

共通補助要件

- ・町税の滞納がない方
- ・町内の住宅(併用住宅の場合住宅部分に限る)に施工・設置する場合があります。
- ・募集期間は令和3年3月22日(月)まで。ただし、募集は予算の範囲内で行うため、先着順です。予算の範囲を超えた時点で補助事業は終了となります。


## 空き家等利活用資金の助成・貸付

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

空き家住宅の取得、改修(改築含む)、宅地の取得に係る経費の助成または貸付を行います。

●対象 市街化調整区域と都市計画区域外にある空き家住宅を取得・改修などを行い10年以上居住する方

助成	●対象 金融機関の融資を活用する方	貸付	●対象 やむを得ず金融機関の融資を受けられない方
	●内容 (1)借入により発生する利息(保証料を除く)に対して1%を上限として10年間助成する ※500万円までの借入に発生する利子が対象 (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1を補助する ※補助額上限250万円 ※(1)と(2)を合わせた助成の上限は借入額の2分の1		●内容 (1)上限500万とする融資を行う ※20年償還、貸付利子年0.5% (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1の償還を免除する ※免除額上限250万円

 空き家の適切な維持管理をお願いします  
適切な維持管理が行われず放置されている空き家が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、その責任を問われることもあります。

## 特定空き家解体費の補助

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

特定空き家の解体に係る経費一部を補助します。

- 対象  
所有関係が明確な町内にある特定空き家を、所有者等が解体事業者に請け負わせて解体する工事  
※特定空家とは適切に管理されていない空き家で町長が認めたもの
- 補助内容  
解体工事費の2分の1を補助  
①住宅は、1工事につき上限50万円  
②住宅以外は、1工事につき上限30万円  
※①・②の工事を同時に行う場合または複数行う場合は上限80万円
- 工事対象期間  
令和3年3月31日(水)

## アパート建築費・改修費の補助制度

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

アパートの建設や既存のアパートの改修にかかる費用の一部を補助します。

アパートを建てる (町民間賃貸共同住宅等建設促進事業)	アパートを改修する (町民間賃貸共同住宅等リフォーム促進事業)
●対象 新たに町内の市街化区域内に民間アパートを建設する方(法人・個人)	●補助内容 町内に民間アパートを所有する方(法人・個人)
●補助額 1LDK…1戸当たり110万円 2LDK…1戸当たり130万円 3LDK以上…1戸当たり150万円 ※1LDKと2LDK、3LDKの組み合わせで構成すること ※1棟当たり上限金額は960万円 ※防犯対策を各戸に行う場合、1棟につき10万円を上限として増額	●補助額 1戸当たり最大15万円(1戸当たりの改修工事費が15万円未満の場合はその額) ※1棟当たりの上限金額は90万円
●受付期間 5月29日(金)まで ※複数の交付希望者がある場合は抽選により決定(町内在住の方を優先)	●受付期間 令和3年3月22日(月)まで ※予算状況により早期に締め切る場合があります。



## バス券の交付

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

高齢者にバス助成券を交付します。

### 町内バス券

- **交付対象**  
町内に住所があり居住している満65歳以上の方
- **交付枚数**  
1度に36枚(再交付可)
- **交付券種**  
町内路線を100円で乗車できる券

### 町外バス券

- **交付対象**  
町内に住所があり居住している満70歳以上の方
- **交付枚数**  
1人につき月3往復分
- **交付券種**

令和元年度の介護保険料段階	券種
[第1段階]から[第3段階]の方	無料券
[第4段階]から[第9段階]の方	半額助成券

- **利用時の注意**
  - ・助成券と「高齢者バス利用助成事業利用者証」が必要です。
  - ・町外バス半額助成券を利用する場合は利用運賃の半額の支払いが必要です。
  - ・町内バス助成券を利用する場合は100円の支払いが必要です。

● **受付場所**  
住民課 福祉グループ、上厚真支所

● **申請に必要なもの**  
本人確認書類、印鑑

● **受付期間**  
3月26日(木)から

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、昨年度に助成券を交付した方には、事前に郵送しています。

## 入浴券の交付

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

70歳以上の高齢者および障害者などに、こぶしの湯あつまの入浴券を交付します。

- **交付対象**
  - ①町内に住所があり居住している満70歳以上の方
  - ②町内に住所があり居住している満70歳未満の方で以下のいずれかに該当する方
    - ・人工透析療法を受けている方
    - ・指定難病と認定されている方
    - ・身体障害者手帳の交付を受けている方
    - ・療育手帳の交付を受けている方
    - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- **交付枚数**
  - ①1人につき年10枚(その他、ペタンク大会・敬老会・新年交流会などの行事に参加した方に年2枚まで交付します)
  - ②1人につき年12枚

- **利用時の注意**
  - ②の方は入浴券と「身体障害者等入浴無料身分証」が必要です。

● **受付場所**  
住民課 福祉グループ、上厚真支所

● **申請に必要なもの**

- ①本人確認書類、印鑑
- ②要件に該当することがわかる書類、印鑑

● **受付期間**  
3月26日(木)から

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、昨年度に助成券を交付した方には、事前に郵送しています。

安平・厚真行政事務組合からのお知らせ

### ゴールデンウィークのごみ収集の休みについて



5月4日(月) 5日(火) は、ごみ収集をお休みします

※自己搬入の受付も行いませんので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 安平・厚真行政事務組合 ☎ 22-3151

## 高校生の通学費等助成(受付期間延長)

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対する通学費等の助成申請受付期間を延長しました。

- **対象**  
町外の高校(高等専門学校は1~3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者(町内在住に限る)
- **助成内容**  
月額5,000円分を町内で使用できるあつまるポイントとして還元
- **対象期間**  
令和元年10月~令和2年3月分(長期休暇1カ月分を除く)

- **必要書類**
  - ・在学証明書(発行日から2カ月以内のもの)
  - ※卒業証書は不可
  - ・あつまるカード
  - ・印鑑
- **受付場所**  
住民課 子育て支援グループ、上厚真支所
- **受付期間**  
4月30日(木)まで

## 指定ごみ袋の支給

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

紙おむつを日常的に使用している世帯に、もやせるごみ用の指定ごみ袋を支給します。

- **対象**
  - ①3歳未満の乳幼児と同居している保護者
  - ②厚真町家族介護用品支給事業実施要綱に基づき、紙おむつの交付を受けている方の介護者
  - ③厚真町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則に基づき、紙おむつの支給を受けている方またはその保護者

● **支給枚数**  
対象者1人につき、もやせるごみ用指定ごみ袋(20リットル)を1カ月あたり10枚(年間最大120枚)

● **申請窓口**  
住民課 町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内)、上厚真支所  
※窓口で年度分の一括支給を行います。

● **対象期間**  
4月1日(水)~令和3年3月31日(水)

● **申請に必要なもの**  
申請書、印鑑

## 結婚新生活支援補助金

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

新婚世帯に新生活に伴う住宅の取得・家賃や引越に係る費用の一部を助成しています。

- **対象世帯**  
次の要件をすべて満たす世帯
  - ・令和2年1月1日~令和3年3月31日に婚姻届を提出し受理された世帯
  - ・夫婦ともに婚姻日の年齢が34歳以下の世帯
  - ・町内に住民票がある世帯
  - ・新婚世帯の平成31(令和元)年分の所得の合計が340万円未満の世帯(貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除した額)
  - ・市町村民税等に滞納がない世帯
  - ・過去にこの制度の補助を受けたことがない世帯

● **助成額** 上限30万円

● **申込期限** 令和3年3月31日(水)  
※令和3年1月以降に手続きをされる場合は事前に連絡をお願いします。

- **対象経費**  
令和2年1月1日~令和3年3月31日に係る次の経費
    - ・新規の住宅購入費用
    - ・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料)
    - ・結婚に伴う引越費用
- ※住宅手当や引越手当などの支給がある場合、手当分については補助対象外

● **提出書類**

- ・補助金申請書
- ・戸籍謄本または婚姻証明書
- ・夫婦の平成31(令和元)年分の所得証明書
- ・世帯全員の納税証明書または滞納がないことを証明する書類
- ・売買または賃貸の場合は契約書
- ・領収書等支払金額のわかる書類
- ・住宅手当等支給証明書(対象者のみ)
- ・貸与型奨学金の返済額がわかる書類(対象者のみ)
- ・退職証明書(対象者のみ)



## 新型コロナウイルス感染症対応資金融資 利子および保証料補給金交付

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486  
 苫小牧信用金庫 厚真支店 ☎ 27 - 2236  
 町商工会 ☎ 27 - 2456

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業者に融資と利子・保証料補給を行います。

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、事業活動に影響を受けている町内の中小企業者に対し、必要な事業資金を早急に融通し、事業運営の円滑化と返済財源の負担軽減を図るため、融資制度と利子および保証料補給金交付制度を制定しました。

- **貸付資金** 1事業者につき1,000万円以内
- **貸付利率** 年利率1.8% (固定金利)
- **利子補給利率**  
 3年目まで 1.8% (実質負担利率0%)  
 4年目以降 1.3% (実質負担利率0.5%)
- **保証料補給額** 保証協会が定めた額の全額

その他の貸付条件や必要書類等の詳細は、金融機関または町商工会へお問い合わせください。審査の結果によっては融資できない場合があります。

● **融資対象者**  
 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に基づく中小企業者(小規模企業者、個人事業主を含む)で、厚真町に独立した事務所、工場または店舗を有し、町税を完納している者

● **借入期間**  
 借入の日から起算して7年以内 (うち据置1年以内)

● **資金の使途**  
 事業資金 (運転資金・設備資金)

● **取扱金融機関**  
 苫小牧信用金庫

● **利子および保証料の補給**  
 ・上記融資を受けた中小企業者で、町税を完納している者が対象となります。  
 ・補給金の交付申請、決定の通知および受領、補給金の交付は町商工会が行います。

## こんなときには国保に届け出を

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
 (総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険は自動的に脱退されないので届け出が必要です。

町外に引っ越し場合や、勤め先の健康保険(社会保険等)に加入した場合でも、国民健康保険は自動的に脱退にはなりませんので、届け出が必要です。

次の理由が生じたときは、14日以内に届け出をしてください。

届け出をされないと、保険料が二重になったり、医療費が全額自己負担になるなど、被保険者に不利益になることがあります。

- **届け出が必要な場合**
  - ①町外に転出した
  - ②社会保険など他の保険に入った・家族の保険の被扶養者になった
  - ③生活保護の受給を開始した
  - ④死亡した
- **届け出に必要なもの**  
 印鑑、国民健康保険証、以下の書類
  - ②の場合…新しい保険証または健康保険資格取得証明書
  - ③の場合…生活保護開始決定通知書
  - ④の場合で葬祭費の申請をするとき…葬儀を行ったことと喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状ハガキなど)、喪主名義の口座が確認できるもの

## まちおこし奨励

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

町内の団体やサークルなどが自主的、主体的に取り組む事業に係る費用の一部を助成しています。

- **対象事業**  
 ①まちおこし事業 ②人材育成事業 ③特産品開発事業  
 ④文化活動 ⑤地域活動 ⑥その他まちおこしと認められた事業
- ※団体の経常的運営費、営利を目的とするもの、入場料を徴収するもの、事業費が5万円未満のものは対象にならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

- **対象**  
 団体・サークル
- **補助金額**  
 補助対象経費の3分の2以内 (1事業の上限は30万円)
- **募集期間**  
 12月30日(水)まで

## 起業化支援

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

起業をめざす新規事業者の事業立ち上げなどに必要な経費に対する補助金を交付します。

- **対象者**  
 ・町内で起業を予定している方  
 ・平成30年1月1日以降に起業した方  
 ※その他の要件あり
- **補助対象事業の認定**  
 審査は審査委員会で申請者へヒアリングを行い、町内の活性化につながるかを審査し、認定します。  
 なお、補助対象事業は右記のとおりで、事業認定日以降の経費が対象となります。
- **補助金の交付対象期間の終期**  
 起業した日から3年後の応当日の前日まで
- **補助率**  
 2分の1以内
- **補助限度額**  
 200万円 (空き店舗を活用する場合は250万円)
- **申込期限**  
 随時受付

- **対象事業と対象経費**
- ①新規開業支援事業

対象事業	起業するために必要な施設の建築および改修等を行う事業 ※上限に達しない場合は事業化支援事業に申請可能
対象経費	報償費、旅費、役務費、委託費、工事請負費、備品購入費等

- ②事業化支援事業

対象事業	安定的な事業継続を図るために行う事業 ※事業執行は条件により最大3年
対象経費	報償費、旅費、役務費、委託費、需用費、使用料・賃借料、備品購入費、償還費

- ※①②の事業のうち、どちらか一つまたは両方を選択してください。  
 ※申し込みを希望する方は事前に産業経済課経済グループにご相談ください。

## 商工業振興支援

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

経営者の創意工夫のある取り組みや雇用拡大、定住支援に必要な経費に対する補助金を交付します。

- **対象者**  
 町内において1年以上営業しており、町税を滞納していない商工業者  
 ・個人事業者…町内に住所を有している方  
 ・法人…町内に事業所等を有している中小企業者中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる中小企業に限る)
- ※その他の要件あり
- **申込期間**  
 随時受付
- **申込先**  
 町商工会 ☎ 27-2456  
 ※その他の条件等は商工会までお問い合わせください。

- **対象事業と対象経費**
- ①経営強化促進補助金

内容	商工業者が自ら行う、積極的かつ創意工夫を凝らした以下の取り組みに必要な経費を補助します。 ①施設の増改築または改修事業 ②新製品または新技術の試験・研究・開発事業 ③ICT化事業 ④新分野事業への拡大事業
補助額	資本金1,000万円以下▷2分の1 資本金1,000万円超1億円以下▷3分の1 (下限25万円 上限200万)

- ②雇用拡大奨励金

内容	町内における雇用の場の確保および拡大を図るため、新たに常用労働者を雇い入れ、雇用定数を増した事業者に対し奨励金を交付します。
補助額	1人につき30万円 (1年度につき2人まで)

- ③職住近接奨励金

内容	町外から町内の事業所に通勤している常用労働者が町内に転入する際に手当を支給する事業者に対し奨励金を交付します。
補助額	3分の2以内 (1人につき20万円まで)

# 災害復旧工事



早期復旧を目指して！  
 現在、北海道開発局・北海道・町などが災害復旧工事を行っています。工事の実施にあたって各発注機関と受注業者による安全連絡協議会を設置し、連携して交通安全や住環境の保全に努めています。大量の土砂を運ぶため多くのダンプカーが走行するなど、皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

胆振東部地震災害復旧工事厚真町安全連絡協議会  
 問い合わせ ☎080-2867-6611  
 建設課 土木グループ ☎27-2451

的な補修を行います。

となりまして。今後は路面の部分的な補修を行います。

●町道桜丘幌里線(幌里地区)

●チカエツ川(朝日地区)

●豊丘新橋(豊丘地区)

●チカエツ川(朝日地区)

●豊丘新橋(豊丘地区)



## 生活支援相談員 だより

町社会福祉協議会 生活支援相談室 ☎29-7407

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、生活支援相談員の活動も直接的な訪問を極力避け、電話などを中心にお話をお伺いしています。  
 仮設団地談話室での体操教室なども当面の間、休止となりました。  
 もともと、運動不足になりがちと言われる狭い仮設住宅での健康予防として始まった体操教室。今は感染予防対策の影響で活動の自粛や外出の機会が減っており、運動不足となるリスクが高まっているといえます。  
 生活支援相談員はあつま災害エフエム(81.4MHz)にラジオ体操の曲を毎朝かけていただけようリクエストしたり、お部屋で出来る簡単なトレーニングを紹介したチラシを作成して配布するなど、少しでも自宅で運動するきっかけを作りたいと考えています。  
 体操教室に参加されていた方々にお電話すると「体操教室がなくて寂しい」「ラジオ体操に合わせて体操しているよ」という声が返ってきます。せっかく根付いた体操教室。また皆さんで集まれる日を心待ちにしています。

## 災害ボランティアセンター だより

町災害ボランティアセンター ☎29-7407

町災害ボランティアセンターの支援件数とボランティア活動者数は、設置後延べ1,214件、5,443人に上りました。支援活動の内容は仮設住宅などへの引越しなど大きな荷物の移動、仮設住宅へのエアコンの設置なども行いましたが、最も多いご相談は被災した家屋の公費解体に伴う家財の片付けに関する内容でした。  
 その公費解体工事も3月末で終わりました。公費解体された家屋は町内で208棟に上ります。今後は復旧が全体として一段階進んだことで、災害ボランティアセンターの支援を必要とするニーズも落ち着いてくると思われます。  
 これまで災害ボランティアセンターは、旧かしわ保育園に事務所を置かせていただいていたのですが、このたび社会福祉協議会の事務所移転に伴い旧児童会館(京町)に移転することとなりました。移転の時期は4月下旬の予定です。引き続きよろしく申し上げます。



## 弁護士による無料法律相談会

総務課 総務人事グループ ☎27-2322

厚真町と安平町で、札幌弁護士会地域司法対策委員会による「無料法律相談会」を開催します。

開催日	開催場所	
	午前 10時30分～12時	午後 13時30分～15時
4月13日(月)	厚 真	早 来
4月27日(月)	早 来	上厚真
5月11日(月)	厚 真	追 分
5月25日(月)	追 分	厚 真
6月 8日(月)	厚 真	早 来
6月22日(月)	早 来	上厚真
7月 6日(月)	厚 真	追 分
7月20日(月)	追 分	厚 真
8月 3日(月)	厚 真	早 来
8月17日(月)	早 来	厚 真
8月31日(月)	上厚真	追 分
9月14日(月)	追 分	厚 真
9月28日(月)	厚 真	早 来

○相談料は無料です  
 ※実際に依頼する場合の弁護士費用は、相談弁護士にお問い合わせください。  
 ○相談される場合は、事前に予約してください  
 ※相談当日、直接会場にお越しいただいても、先約があってお待ちいただく場合や受けられない場合もありますのでご了承ください。

会場のご案内	
厚 真	総合福祉センター 京町165-1
上厚真	上厚真支所 上厚真219-1
早 来	安平町保健センター 安平町早来大町95
追 分	安平町ぬくもりセンター 安平町追分中央1-40

## 固定資産税の土地・家屋評価額などの縦覧

住民課 税務グループ ☎27-2481  
 (役場庁舎別館前プレハブ内)

固定資産税の納税者は他の土地や家屋の評価額と比較して自己の資産の評価額が適正かを確認するために令和2年度の土地・家屋価格等縦覧簿を見ることができます。

- 縦覧期間  
6月1日(月)まで
- 縦覧場所  
住民課 税務グループ
- 縦覧できる方  
固定資産税(土地・家屋)の納税者
- 縦覧内容  
町内の土地の所在地番、地目、地積、評価額、家屋の所在地番、種類、床面積、評価額など
- 持ち物  
本人確認書類(運転免許証、保険証など)  
※代理人は、納税者の委任状を持参ください。

## 町高齢者大学新入生募集

住民課 福祉グループ ☎26-7872  
 (総合ケアセンターゆくり内)

高齢者自ら社会参加し、知識と教養を高めながら、生きがいをつくるため高齢者大学を開校しています。

- 期間  
4月～令和3年3月  
2月を除く年11回開催予定
- 開催場所  
総合ケアセンターゆくり ほか
- 会費  
1人1,000円(途中入学の場合も同額)
- 受講資格  
町内に居住する65歳以上の方、老人クラブ加入者
- 講座内容  
講師による講話、ペタンク大会、研修旅行等
- 申し込み  
電話で申し込みください。

登記・相続に関するQ&A

第4回「司法書士ってどんな人？」

Q 司法書士はどんな人ですか？

A 気軽にご相談いただける皆さまに身近な法律専門家です。

不動産登記、会社や法人の登記、簡易裁判所の訴訟代理、裁判所へ提出する書類の作成、成年後見業務などが司法書士の仕事です。

例えば、こんな時に司法書士に相談してみてください。

- ・不動産を子どもの名義に変えたい（売買や生前贈与など）
- ・相続の手続の仕方がわからない
- ・遺言書を書いておきたい
- ・認知症の親の療養費を工面するために不動産の売却や、預金の引出しなどが必要になった。これらの手続や財産管理をするには後見人が必要と言われたが、どうしたらよいかかわからない
- ・将来、自分が認知症になった時の財産管理が心配
- ・家賃滞納や敷金返還、原状回復トラブルなどで困っている
- ・貸したお金を返してもらいたい
- ・多額の借金をどうしていいかわからない
- ・返し終わった借金があるが、過払いだったかもしれない
- ・会社や法人を作りたい

身近にあるいろいろなトラブル、心配事、気になる事など「どうしたらいいんだろう、ちょっと聞いてみたいんだけど」ということがあれば、どうぞお気軽にご相談ください。

【問い合わせ】札幌法務局苫小牧支局 ☎0144-34-7403  
http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo

札幌司法書士会 ☎011-272-9035（法律相談センター予約）  
http://www.sihosyosi.or.jp/

住宅修繕に係る災害義援金の支給

自己所有住宅の居住者が自宅の修理を行った場合は広く支給対象となりますので、必要書類をご持参の上、申請してください。

○対象

外壁、内装、床、ドア、浴槽、トイレ、電気工事、配管工事など住宅補修に係る経費が1万円以上の場合  
※家財、物置、外構などは対象外  
※被災住宅応急修理による支給を受けている方は、その分を費用から控除して算定

○配分金額

修繕した住宅の被災区分	上限額
全壊、大規模半壊、半壊	50万円
一部損壊	15万円

※実際の修理費用の万円未満切り捨て  
(例)全壊で修理費用が49万5,000円の場合、49万円支給


○申請に必要なもの

- ・印鑑(認印)
- ・預金通帳の写し
- ・申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)
- ・被災証明書の写し
- ・契約書および完了している場合は領収書

○受付期間

令和3年10月5日(火)まで

【問い合わせ】総務課 財政グループ ☎27-2481  
(役場庁舎別館前プレハブ)

 住まいの再建相談会

町・金融機関・住宅建築の専門家が  
住まいの再建相談を個別に各ブースで受け付けます。

と き 4月23日(木)14時～20時  
最終受付：19時30分

と ころ 総合福祉センター

参加費無料 予約不要

※予約は不要ですが、予約すると1世帯1時間まで待ち時間なしで相談いただけます。

※住宅建築の専門家にご相談の場合、4月20日(月)までに予約が必要です。

新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください

- ・咳エチケットにご協力ください
- ・風邪などの症状がある場合は参加をご遠慮ください
- ・状況により本相談会を延期する場合があります

予約・問い合わせ  
まちづくり推進課 地方創生・復興計画策定室 ☎27-3179

厚真町住宅リフォーム補助

り災状況が半壊および一部損壊の住宅の所有者、管理者、占有者が行う復旧工事に要する費用の一部を補助します。

○対象者

地震発生時の住宅の所有者、管理者または占有者  
※仮設住宅などへの入居の有無は問いません。  
※管理者または占有者は所有者の承諾を得たものに  
限ります。  
※居住実態のある住宅に限ります。

○対象工事

屋根、柱、床、内外壁、基礎、梁、<sup>はり</sup>ドア、窓、内装仕上げ、上下水道の配管、ガスの配管、給排気設備の配管、電気・電話線・テレビ線の配線、トイレ、浴室、照明器具  
※附属建築物(外構工事や物置、車庫等)や、併用住宅の非住宅部分の復旧に関する工事は除外

○工期

令和3年3月31日までに完了する工事

○補助金額

対象工事費から30万円を控除した額の30%  
※半壊の場合で住宅応急修理支援制度を活用した場合はその額と30万円を控除した額の30%

○補助上限

50万円

○申請に必要なもの

- [交付申請時]
- ・交付申請書
  - ・工事見積書の写し(すでに工事が完了している場合は内訳が分かる書類)
  - ・被災証明書の写し(半壊の方で、住宅応急修理支援制度を活用した方は不要)

[報告時]

- ・交付完了報告書
- ・領収書の写し
- ・工事完成写真

○受付期間

令和3年3月31日(水)まで

○受付窓口

役場庁舎別館前プレハブ

【問い合わせ】建設課 建築住宅グループ ☎27-2325

一部損壊以上の家屋等の解体費補助期間延長

胆振東部地震で被災した一部損壊以上の家屋等の解体費の補助期間を延長しました。

○補助対象家屋

り災状況が一部損壊以上の町内に存在する共同住宅を除く家屋や非住宅(納屋、車庫、物置など)  
※非住宅のみを解体したい場合も対象

○補助対象工事

平成30年9月6日以降に着工し、令和3年3月31日までに完了する工事

○補助対象経費

建物のみ解体、撤去、処分費  
※家財等の撤去費などは対象外

○補助金額

補助対象工事費の2分の1以内  
※他の補助制度を使って解体した方は対象外

○補助上限

住宅…50万円  
非住宅…30万円  
住宅と非住宅の両方…上限額80万円  
店舗兼住宅など…上限額80万円  
※1工事費に対しての上限額  
※複数棟解体する場合は1工事費として補助額を決定

○申請に必要な書類等

- ・被災証明書の写し
- ・解体費の領収書の写し
- ・解体工事の内容がわかるもの(見積書、契約書など)
- ・解体前の家屋などの写真
- ・印鑑
- ・振込先の口座番号

○手続き

ご自分で解体業者と契約して解体してください。解体工事終了後、必要書類などを用意して下記までお申し込みください。

○受付期間

令和3年3月31日(水)まで

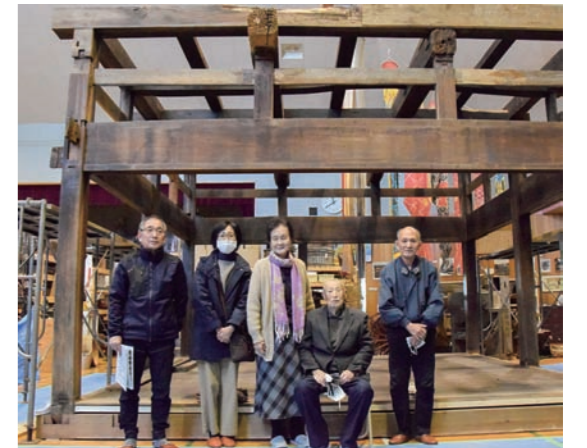
【問い合わせ】住民課 町民生活グループ ☎26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

## 胆振東部地震で全壊した 築100年以上の古民家の梁組みを再生へ

平成30年9月6日に発生した胆振東部地震で全壊した軽舞地区の古民家、旧木沢家の梁組みの再生作業が、3月上旬に軽舞遺跡調査整理事務所で行われました。

この古民家は今から107年前の大正2年に建てられ、木沢吉広さん(軽舞・92歳)が15年ほど前まで住んでいました。

胆振東部地震で全壊し解体しましたが、木沢さんは「建物の一部だけでも後世に残したい」との思いから富山県砺波地方の伝統的な様式「杢の内」造りの広間に使用していた木材を、昨年6月に町へ寄贈しました。この再生された広間の梁組みは、4月から同事務所で展示されています。



再生された古民家の梁組みと木沢吉広さん(右から2人目)とご家族ら

## 地域農業の未来を担う 新たに4人が農業士に認定



左から大捕さん、山崎さん、宮坂町長、金谷さん、高橋さん

2月20日、札幌市で令和元年度北海道指導農業士・農業士称号贈呈式が行われ、大捕雅寿さん(軽舞・46歳)、山崎基憲さん(鹿沼・45歳)、金谷清万さん(共栄・45歳)、高橋清吾さん(宇隆・45歳)が農業士に認定されました。4人は3月19日に役場を訪れ、宮坂町長に報告を行いました。

農業士は、地域農業の担い手として経営改善や地域農業の振興などに積極的・意欲的に取り組む農業者に対して、市町村の推薦により北海道知事が認定する制度。町内では、今回認定を受けた4人を含め、指導農業士が3人、農業士が12人認定を受けています。

大捕さんは「農業士として日々精進していきたいです」、山崎さんは「これからもより一層地域に貢献できるよう頑張りたいです」、金谷さんは「農業士の名に恥じぬよう取り組んでいきたいです」、高橋さんは「少しでも多く地域に貢献していきたいです」と抱負を話していました。

## 民生委員・児童委員に感謝状を贈呈

町民生委員児童委員厚生労働大臣・北海道知事退任感謝状贈呈式が3月19日、総合福祉センターで行われ、退任した民生委員児童委員12人に宮坂町長から感謝状を伝達しました。

委員を18年務めた大橋正治さん(軽舞・71歳)は「長く勤められたのは地域の皆さん、これまでの委員の皆さんのおかげです。感謝しています」と話していました。



式の出席者と宮坂町長



Vol.244

## 厚高インフォメーション Atsuma High school Information

学校の取り組みをご覧ください。  
厚真高校ホームページ  
<http://www.atsuma.hokkaido-c.ed.jp/>

■第41回卒業式(3月2日)  
厚高では、卒業生と教職員による卒業式を実施しました。

■入学者選抜(3月4日)  
志願者数38人、倍率1.0倍(3年ぶり)となりました。厚高では、在校生の様子を知ってもらうために在校生主導の「中学生体験入学」や、厚高の取り組みをデザインした「ちいさくて

あったかい厚真高校」ポスターを作成し、中学校へ説明に出向くなど、生徒募集活動を展開してきました。今後は、厚高の良さを知ってもらうために、中学校との連携活動を活性化させたいと思います。

■町内小中学校アンケート結果について  
2月中に、町内の小学6年生、

中学1・2年生と保護者の方々に協力いただき厚真高校に関するアンケート調査を実施しました。

アンケート結果から、「厚高のことを知る機会が少ない」「(昔から)印象が良くない」「広報あつままで厚高の様子を見ている」などが分かりました。今後の学校づくり役に役立てていきます。ご協力いただいた皆さまありがとうございます。

■現在の厚高の様子  
町内各所に厚高ポスターを掲示させていただいています。厚高では、「ちいさくてあったかい学校」をキャッチフレー

ズにさまざまな取り組みをしています。全校生徒がボランティア活動に従事する全校ボランティアクラブ制度(平成30年度)、職業観を養うための全学年インターンシップ(令和元年度)、進路対策のための全校生徒資格・検定受検制度などを行っています。また、地域連携のために町内行事に積極的に参加しています。あつま田舎まつりでは踊りパレードで最優秀賞を受賞、あつま国際雪上3本引き大会には選手として参加しました。その他、ランタン祭り、小学校や放課後児童クラブとの連携など…。

このように厚高の教育活動に地域から多くの支援をいただいています。緑あつて厚高に入学した生徒に、「厚真を知ってもらいたい」「厚真を好きになってもらいたい」という思いが、「ちいさくてあったかい厚真高校」を作ることになると思っています。今後とも厚高へのご理解とご支援をお願いします。

## 短歌

桜の木待ち望みたる花びらが風に舞ひをり優雅な景色  
雪融けて日差し温くけばそわそわと外の仕事に心が動く  
春めきて庭へ誘ひし福寿草感謝を込めてお礼肥添へる

あつま文芸友の会発行「文芸あつま第二十三号」から抜粋

京町 中井るみ子  
上野 宮崎静恵  
新町 徳地美登

### まちのアイドル

3歳以下のお子さんの写真を募集しています。住所、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、両親の氏名(ふりがな)、電話番号を明記の上、まちづくり推進課企画調整グループへ。  
〈メール〉 [kikaku@town.atsuma.lg.jp](mailto:kikaku@town.atsuma.lg.jp)

かしま ひろとくん(3)

かねこ ゆうたくん(3)

ほし しょうまくん(3)

# 健康情報

今月の担当



保健師  
ふじむら なおみ  
藤村 直美

## なくそう！望まない受動喫煙

受動喫煙防止対策はマナーからルールに変わります

施設に「喫煙専用室」を設置  
〔喫煙：可 飲食の提供：不可〕



施設に「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置  
〔喫煙：加熱式たばこ可 飲食の提供：可〕



施設に「喫煙可能室」を設置  
〔喫煙：可 飲食の提供：可〕



施設全体が「喫煙可能店」  
〔喫煙：可 飲食の提供：可〕



施設全体が「喫煙目的店」  
〔喫煙：可 飲食の提供(主食を除く)：可〕



喫煙目的店  
※バー・スナック等

●屋内に喫煙可能な場所がある場合、その旨を示す標識の掲示が義務付けられます。  
※標識は北海道ウェブサイトでダウンロードできます。

原則屋内禁煙の施設 ▼ 飲食店、事業所、旅館(客室を除く)、美・理容室など

●4月1日からほとんどの店が屋内禁煙になっています。

●20歳未満は喫煙エリアへ立入禁止です。

健康への影響が大きい20歳未満の方は、客だけではなく従業員であっても立ち入り禁止となります。保護者や雇用主は受動喫煙の防止に配慮しましょう。

たばこの先から出る煙は、喫煙者が吸い込む煙よりもニコチンやタール、一酸化炭素などの有害物質を発生しており、健康被害が大きいいため望まない受動喫煙をなくしていく必要があります。

世界的にみると、公共の場所を屋内全面禁煙にしている国が世界主要55カ国にも及んでいるのに比べ、日本は受動喫煙の防止対策が遅れているといわれています。平成22年にWHO(世界保健機関)とIARC(国際オリシックス委員会)は、たばこのないオリシックスを共同で推進することと合意しており、ブラジルや平昌で開催されたオリシックス・パラリンピックでは飲食店を含めたすべての屋内で完全禁煙となっており、罰則も決められています。日本も、東京オリシックス・パラリンピックを控え、国際水準の対策が求められています。

そこで日本では健康増進法の一部を改正し、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールに変わります。この法律は、多くの人が利用する施設の屋内での喫煙を原則禁止し、施設の管理者が行うべき措置について定めています。昨年7月1日には健康増進法の一部施行が始まり、学校や病院、役場などは原則敷地内が禁煙となりました。

4月1日からは、全面施行となり、飲食店、旅館、事務所などが、原則屋内禁煙となります。施設の管理者は、屋内に喫煙可能な場所を設置する際、その旨を示す標識を提示する義務があり、20歳未満に立ち入らせることはできません。違反者には罰則の適用(過料)が課せられることがあります。

町では、災害情報や町からのお知らせが放送される「防災行政無線」を無償貸与しています。

「もしものとき」は明日かもしれない 問い合わせ 総務課 情報防災グループ ☎ 27-2322

## 防災のページ 自治会等における自主防災活動について



自主防災組織の必要性・重要性については、平成7年の阪神淡路大震災以降、注目されるようになり、また、平成23年の東日本大震災、平成30年の西日本豪雨等における反省、教訓をもとに国は「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、「自らの命は自らが守る意識の徹底」と「地域の災害リスクと取るべき避難行動等の周知」を重点にすること、すなわち「自助」、「共助」の取り組みを強化・推進していくことに大きくかじを切っており、昨年の台風第19号、その後の前線の影響による大雨により、河川の氾濫・土砂災害等では、個々の間違った判断から、逃げ遅れ、自宅ごと流された方、避難を開始したが車ごと流されるなど多くの方が犠牲となりました。

これらを防ぐには、個人・ご家庭ごとに事前の準備をしっかりと、常に必要な情報を入手し、

適切にタイミングを判断して安全に避難することが必要です。

簡単な事のように見えますが、ご家庭それぞれに、お年寄りの方、介護が必要な寝たきりの方、妊婦の方、重度の障害をお持ちの方、避難の際に何らかの手助けが必要な方がいます。

これらを地域にしっかりと根付いて組織的にサポートするには、自治会等での自主防災活動が不可欠、重要なこととなります。

胆振東部地震の際、全国各地から多くの激励・ご支援をいただいた町であり、これから復興に向けて、全国が防災に関して厚真町がどう変わっていくのかが注目されています。行政だけでなく、住民の方々も一緒になって「安心して暮らせる災害に強いまちづくり」を目指し取り組んでいくことが大切です。

### ○自主防災組織の設置 (自治会等ごと)

胆振東部地震以前は1地区(豊川)でしたが、地震以降3地区(幌内、富里、上厚真)で自主防災組織が設置され、34自治会中4つの自治会で設置(11.7%)となりました。町では、すべての自治会等での設置を目標としています。

### ○地区防災計画の策定 (コミュニティタイムライン、避難計画、避難所運営等)

災害リスクをもとに、町の防災担当職員、消防職員などが支援してワークショップ形式で地区それぞれの特性に応じた計画を策定していきます。

### ○自主防災組織のリーダー育成

北海道で実施される「北海道地域防災マスター」の認定講習会を活用して防災リーダーを育成していきます。普段からの防災への備え、災害時におけるリーダー(中心的役割)になります。

### ○自主防災組織育成助成事業を活用した防災資機材などの充実

一般財団法人 自治総合センターによる宝くじの社会的貢献広報事業を活用し、防災活動に必要な設備など(建築物、消耗品は除く)を整備するものです。  
※対象は市町村が認める自主防災組織であり、町へ自主防災組織結成届の届け出が必要となります

### ○コミュニティ相互の支援ネットワークづくり

各自主防災組織間相互の災害時支援のネットワークを形成し、町内における相互の助け合いができるようにしていきます。

**目標** すべての自治会等で 自主防災組織の設置 地区防災計画等の策定

主体は自治会等となりますが、町の防災担当が全面的に支援します。お気軽に町の防災担当に、ご相談ください。

保健所の相談・検査をご利用ください 問い合わせ 苫小牧保健所 ☎ 0144-34-4168

相談・検査の名称	内容	日程	受付・予約
医療相談	保健・医療・福祉などの相談	毎週 月～金※祝日除く	随時受付
女性の健康相談	妊娠、出産、子育てなど女性の心身の相談	5月19日 月	予約: 苫小牧保健所 ☎0144-34-4168
こころの健康相談	こころの病気・思春期の不適應などの相談	5月18日 月	
肝炎ウィルス検査	感染が疑われる方は無料(要事前確認)	5月12日 月	
骨髄バンク登録	登録の基準があります	5月12日 月、26日 月	
HTLV-1抗体検査	検査日の2日前までに予約してください	5月26日 月	
HIV検査(エイズ相談)	無料、匿名検査(要事前確認)	5月12日 月、26日 月	予約: エイズ専用電話 ☎0144-35-7474

5月の日曜・祝日当番医 診療時間: 9時~17時

日程	区分	病院名	住所(苫小牧市)	電話(0144)
3日(日)	内科系	横山内科消化器科	川治町4-1-2	74-0011
	外科系	とまこまい脳神経外科	光洋町1-12-20	75-5111
4日(月)	内科系	にっしん内科クリニック	日新町2-6-43	71-1500
	外科系	ケーアンドエークリニック	日新町2-6-1	71-2000
5日(火)	内科系	加藤胃腸内科クリニック	緑町2-5-3	35-2125
	外科系	こうよう泌尿器科クリニック	光洋町2-6-13	82-8620
6日(水)	内科系	すがわら内科呼吸器科	しらかば町1-18-9	76-7011
	外科系	勤医協苫小牧病院	見山町1-8-23	72-3151
10日(日)	内科系	いちむら小児科医院	ときわ町5-18-5	67-1111
	外科系	同樹会苫小牧病院	新中野町3-9-10	36-1221
17日(日)	内科系	いまい内科クリニック	双葉町1-4-2	37-8686
	外科系	苫小牧日翔病院	矢代町2-9-13	72-7000
24日(日)	内科系	苫小牧呼吸器内科クリニック	双葉町3丁目7-3	35-0002
	外科系	とまこまい脳神経外科	光洋町1-12-20	75-5111
31日(日)	内科系	苫小牧消化器外科	北栄町3-5-1	51-6655
	外科系	苫小牧消化器外科	北栄町3-5-1	51-6655

苫小牧市夜間休日急病センター

夜間・休日・年末年始は急病センターも診察を受け付けています。  
診療科目 内科・小児科  
住所 苫小牧市旭町2-9-2  
電話 0144-32-0099  
平日 19時～翌朝7時  
診療時間 土曜日 14時～翌朝7時  
休日 9時～翌朝7時

北海道救急医療・広域災害情報システム

近くの医療機関などが検索できます  
<http://www.qq.pref.hokkaido.jp>  
☎0120-20-8699  
☎011-221-8699(携帯・PHSから)

健診・相談

**乳児健診**

対象	①令和元年11月13日～令和2年2月13日生まれのお子さん(生後3～6カ月)と保護者 ②令和元年5月13日～令和元年8月13日生まれのお子さん(生後9～12カ月)と保護者 ※対象者には個別にご案内します
日時	5月13日(水)
場所	総合ケアセンターゆくり
持ち物	母子健康手帳、バスタオル、アンケート 歯ブラシ(②のみ)

**1歳6カ月児健診**

対象	平成30年9月12日～平成30年11月20日生まれのお子さんと保護者 ※対象者には個別にご案内します
日時	5月20日(水)
場所	総合ケアセンターゆくり
持ち物	母子健康手帳、歯の健康ノート、アンケート、歯ブラシ

**献血**

日時	5月28日(木)
場所	総合ケアセンターゆくり(9時30分～11時45分、13時15分～14時45分) 厚南会館(15時30分～16時30分)

予防接種

接種できる日	未就学児: 毎週水曜日 14時～15時(この時間は一般診療休み) 小学生～19歳: 毎週月・水・金曜日 9時～12時、14時～17時
予約 受付・接種場所	あつまクリニック ☎ 27-2422 京町15 前の週の金曜日までに予約が必要です(予約受付時間: 9時～12時、14時～17時)
持ち物	印鑑、母子健康手帳、QRコード(QRコード通知書またはメール画面)

◎2月から予防接種システムを稼働しています。予防接種専用サイトを確認して、サイト内の予防接種履歴と母子手帳の接種履歴に相違がある場合などは、住民課健康推進グループ(保健師)までご連絡ください。(予防接種の受け方については、広報あつま2月号をご確認ください)

ワクチン	対象者	標準的な接種期間と回数
B型肝炎	生後2カ月～1歳未満	(初回)27日以上空けて2回 (追加)1回目終了後から20週以上空けて1回
ヒブ	生後2～60カ月未満	(初回)生後2～7カ月未満(27日以上空けて3回) (追加)初回後7～13カ月空けて1回
小児肺炎球菌	生後2～60カ月未満	(初回)生後2～7カ月未満(27日以上空けて3回) (追加)生後12～15カ月未満(初回後60日以上空けて1回)
四種混合 (ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ)	生後3～90カ月未満	(初回)生後3～12カ月未満に20～56日空けて3回 (追加)初回後12～18カ月空けて1回
BCG	生後5カ月～1歳未満	生後5～8カ月未満に1回
MR混合 (麻しん・風しん)	①生後12～24カ月まで ②平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ(小学校就学前の1年間)	①、②ともに1回
水痘(水ぼうそう)	生後12～36カ月未満 ※すでに罹患済み場合は対象外	(初回)生後12～15カ月未満に1回 (追加)初回後6～12カ月空けて1回
おたふくかぜ(任意)	1～3歳未満 ※任意ですが町独自の助成により無料 ※すでに罹患済み場合は対象外	1歳以上で1～2回
日本脳炎	3～9歳 ※特例で20歳未満まで接種可(詳しくは町保健師にお問い合わせください)	(1期初回)3歳: 6～28日空けて2回 (1期追加)4歳: 1期初回終了後約1年空けて1回 (2期)9歳: 1回
小児マヒ(ポリオ)	生後3～90カ月未満 ※生ポリオワクチン(2回)および四種混合ワクチンをすでに受けている場合は不要	(初回)生後3～12カ月未満に3回 (追加)初回後12～18カ月空けて1回

**子育て支援センター**  
5月のよてい

問い合わせ・予約・相談  
厚真子育て支援センター ☎27-2438 京町152(こども園つみきに併設)  
厚南子育て支援センター ☎28-3155 上厚真258-7(宮の森こども園に併設)

**子育て講座 ナチュラルリップ作り**  
日時: 5月27日(水) 10時～  
場所: 厚南子育て支援センター  
参加費: 500円(材料費)  
※申し込みは5月20日(水)までに厚南子育て支援センターへ

**子育て講座 お子さまにも安心 虫よけアロマスプレー作り**  
日時: 5月28日(木) 10時30分～  
場所: 厚真子育て支援センター  
参加費: 500円(材料費)  
※申し込みは5月21日(木)までに厚真子育て支援センターへ

**子育て講座 すくすく教室**  
日時: 5月29日(金) 10時～  
場所: 総合ケアセンターゆくり2階調理実習室  
メニュー: じゃがいものニョッキ他  
持ち物: エプロン、三角巾、手拭きタオル、おしぼり、飲みもの、子ども用スプーン・フォーク  
定員: 先着10組  
※申し込みは5月19日(火)までに各子育て支援センターへ

**Hello えいご・えいごであそぼう**  
10時～10時30分  
毎月1回程度、各センターでALTの先生と遊びを通して英語に触れる事ができます。興味のある方は各センターにお問い合わせください。

・自由開放 ・子育て相談(※要事前連絡) …月曜～金曜日 9時～12時、13時～15時  
・サークル活動(※予約制) …月曜～金曜日 13時～15時

令和2年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・41%(プラス0・10ポイント)、介護保険料率は1・79%(プラス0・06ポイント)となります。健康保険および介護保

**協会けんぽからのお知らせ**  
 令和2年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・41%(プラス0・10ポイント)、介護保険料率は1・79%(プラス0・06ポイント)となります。健康保険および介護保

**申し込み・問い合わせ**  
 町パークゴルフ協会事務局 沼田 和男(本郷) ☎27-2203

**パークゴルフ協会会員募集**  
 町パークゴルフ協会では、会員を募集しています。青空の下、緑豊かなコースの中で、一緒にさわやかな汗を流しませんか。

**年費**  
 1人 千円

**パソコン講習**  
 5月は初級者向け3コース(初めてのパソコン、インターネットの検索とメール、ワード2019で作る文書初級)を実施予定です。

**お問い合わせ**  
 詳しくは苫小牧地域職業訓練センターまでお問い合わせください。

**問い合わせ**  
 苫小牧地域職業訓練センター ☎0144-551-6622、<http://www.tomakomai.ac.jp/>

**お詫びと訂正**  
 広報あつま3月号中に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。  
 ・20ページ表彰(写真)  
 【誤】石田会長  
 【正】窪田特別顧問

**お問い合わせ**  
 全国健康保険協会(協会けんぽ) 北海道支部 ☎011-726-0352(代)

**お問い合わせ**  
 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のためにも年に1度は健診を受けましょう。


**臨時職員募集**  
 臨時職員の引き上げにしまして、何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。  
 また、協会けんぽ北海道支部では年度内に1回、加入者の皆さまの健康費用の一部を補助しています。35歳74歳の被保険者(ご本人)さまへは、がん検診を含めた充実した健診項目の「生活習慣病予防健診」を、40歳74歳の被扶養者(ご家族)さまへは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と2つの健診をご用意しています。

**放課後児童クラブ支援員**

①放課後児童クラブ支援員  
 ②代替支援員

詳しくはホームページをご確認ください。▶▶

問い合わせ：教育委員会 生涯学習課 社会教育グループ(青少年センター内) ☎27-2495



**5月の運転免許証更新時講習の日程**

苫小牧市交通安全センターで行っている運転免許証更新時講習(優良)の日程をお知らせします。この他の講習日程(一般、違反、初回)については、下記までお問い合わせください。

10時30分~11時	7日(木)、8日(金)、13日(水)、18日(月) 19日(火)、21日(木)、25日(月)、26日(火) 27日(水)、29日(金)
13時30分~14時	12日(火)、15日(金)、20日(水)、28(木)

(一社)苫小牧地区交通安全協会 ☎0144-33-1458

**マチの善意**

**自衛官等募集**

自衛隊札幌地方協力本部 苫小牧出張所 ☎0144-32-3725

一般曹候補生

○応募資格  
 18歳以上33歳未満の者(ただし、32歳の方は苫小牧出張所にご連絡ください)

○受付期間  
 5月15日(金)まで(締切日必着)

○試験日程  
 5月23日(土)  
 【試験科目】国語・数学・英語・作文・適性検査

自衛官候補生

○応募資格  
 18歳以上33歳未満の者(ただし、32歳の方は苫小牧出張所にご連絡ください)

○受付期間  
 5月22日(金)まで(締切日必着)

○試験日程  
 5月28日(木)~5月31日(日)  
 (女子は5月29日(金)・30日(土)のいずれか1日)  
 【試験科目】筆記試験(国語・数学・地理歴史・公民・作文・適性検査)、口述試験・身体検査

情報ひろば INFORMATION ☎電話 ☒Eメール ☒ホームページ ☒ファックス

**こぶしの湯あつま イベントカレンダー 5月**

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
						3倍
3	4	5	6	7	8	9
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
10	11	12	13	14	15	16
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	2倍	3倍
17	18	19	20	21	22	23
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	3倍	
24	25	26	27	28	29	30
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
31						
⑤⑦						

⑤毎週日曜▷ちびっこデー 小学生はサービス券2枚  
 ⑥毎週月曜▷シルバーデー 65歳以上はあつまカードポイント3倍  
 ⑦毎週火曜▷メンズデー 男性はサービス券2枚  
 ⑧毎週水曜▷高齢者無料入浴券の日 町交付の無料入浴券ご利用の方はヘルシーセットが550円  
 ⑨毎週木曜▷レディースデー 女性はサービス券2枚  
 ◎最終金曜▷町民の日 誕生月の町民の方はレストラン利用で入浴無料  
 ◎4/25~5/31 シェフのお勧め季節限定メニュー

⑦最終日曜▷ファミリーデー お子様連れの方は入浴と食事がセットで1,300円  
 ・2と6のつく日はあつまカードポイント3倍  
 ・5のつく日は無料券利用であつまカードポイント5倍 町交付の無料入浴券ご利用の方が対象  
 ・毎月26日は風呂の日 あつまカードポイント3倍、サービス券2枚  
 ☒毎週月曜・火曜▷ビールが半額

**臨時休館のお知らせ**

新型コロナウイルスの感染症の拡大防止および館内の施設内部改修工事に伴い、右記のとおり全館を臨時休館しています。皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

**休館期間**  
**4月24日(金)まで**  
 ※延長する場合があります。

問い合わせ こぶしの湯あつま ☎26-7126

**厚真産ハスカップフェア 参加者募集**

6月下旬~7月中旬のハスカップの収穫期間に、厚真産ハスカップの魅力を知ってもらうため、厚真産ハスカップフェアを開催します。本フェアに参加いただけるハスカップ農園と飲食店・商店を募集します。


**フェアの内容**  
 観光農園と店舗を巡るスタンプラリーを実施し、スタンプが集ったお客さんに、抽選で厚真町の特産品をプレゼントします。  
 ※参加者負担はありません

**参加できる方**  
 ・町内にハスカップ農園があり、お客さんを受け入れる設備(トイレなど)があるハスカップ観光農園  
 ・町内の飲食店または商店

**参加者にご協力いただくこと**  
 ・期間中に事務局から支給するのぼり・ポスターの掲示  
 ・スタンプラリー台紙の配布、押印  
 ・フェア終了後にアンケートへの回答

**申し込み**  
 4月30日(木)までに下記のいずれかの方法でお申し込みください。  
 ①インターネット入力フォーム <https://www.harp.lg.jp/O6Rb0DfB>  
 ②ファックス 名前、住所、電話番号、農園名または飲食店名を記入してください。

問い合わせ  
 厚真産ハスカップブランド化推進協議会 事務局(産業経済課経済グループ内)  
 電話 27-2486 ファックス 27-3944



## 問い合わせ窓口

[ゆ]…総合ケアセンターゆくり内 [ブ]…役場庁舎別館前プレハブ  
[青]…青少年センター内 [か]…旧かしわ保育園内

### 被災された方の相談窓口、復旧・復興計画

まちづくり推進課 地方創生・復興計画策定室  
☎27-3179

### 広報広聴、地域公共交通、あつま災害エフエム

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎27-3179

### 町有分譲地管理

まちづくり推進課 都市計画グループ ☎27-3179

### 義援金

総務課 財政グループ ☎27-2481

### り災証明・被災証明・税

住民課 税務グループ[ブ] ☎27-2481

### 防災対策・あつまネット

総務課 情報防災グループ ☎27-2322

### 社会福祉・生活再建

住民課 福祉グループ[ゆ] ☎26-7872

### 子育て

住民課 子育て支援グループ[ゆ] ☎26-7872

### 高齢者福祉

地域包括支援センター[か]※  
(町社会福祉協議会内) ☎29-7407

### 戸籍、住民登録、墓地、国民健康保険、災害廃棄物、ごみ

住民課 町民生活グループ[ゆ] ☎26-7871

### 健康相談

住民課 健康推進グループ[ゆ] ☎26-7871

### 農業

産業経済課 農業グループ ☎27-2419

### 林業、水産

産業経済課 林業水産グループ ☎27-2419

### 商工業、観光

産業経済課 経済グループ ☎27-2486

### 道路、河川

建設課 土木グループ ☎27-2451

### 住宅

建設課 建築住宅グループ ☎27-2325

### 上下水道

建設課 上下水道グループ ☎27-2326

### 学校

教育委員会生涯学習課 学校教育グループ[青]  
☎27-2494

### 社会教育、図書館

教育委員会生涯学習課 社会教育グループ[青]  
☎27-2495

### 消防

胆振東部消防組合厚真支署 ☎26-7119

### ボランティア

厚真町災害ボランティアセンター[か] ※  
☎080-1888-3140

※4月中旬に旧厚真児童会館へ移転予定

町の情報を発信中

町ホームページ <http://www.town.atsuma.lg.jp/>



facebook <フェイスブック>

お知らせやイベント情報を  
発信しています!



<https://www.facebook.com/atsumatownhokkaido>

LINE

無料コミュニケーションアプリ[LINE]で  
災害時の緊急情報、支援情報、町政情報  
などを配信しています。

※LINEアプリから友だち追加してください

・IDで追加 ..... @atsuma

・QRコードで追加 .....

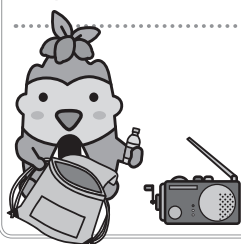


Instagram <インスタグラム>

厚真町の今やあなたの想いを  
投稿してください!



<https://www.instagram.com/atsumalovers/>



あつま災害エフエム

周波数 **81.4** MHz

放送時間 (各30分程度)

平日 8時・18時